

通所介護

ナイス・デイ  
運営規程

株式会社 サポート・ワン・サービス

令和6年4月1日

(事業の目的)

第1条 株式会社サポート・ワン・サービスが開設する ナイス・デイ (以下「事業所」という。)が行う指定通所介護の事業 (以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員 (以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏えて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ナイス・デイ
- ② 所在地 愛知県津島市愛宕町四丁目113番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

- 生活相談員 2名以上
- 看護職員 2名以上
- 介護職員 2名以上
- 機能訓練指導員 2名以上

従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から日曜日までとする。  
お盆の休業：8月13日～8月15日  
年末年始の休業：12月31日～1月3日
- ② 営業時間 9時00分から17時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 10時00分～16時00分

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、津島市全域 愛西市全域

(指定通所介護の利用定員)

第7条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1単位 19名 (通常規模)

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第8条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴 (個浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

- 2 第6条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり30円徴収する。
- 3 食費は、680円を徴収する。
- 4 おむつ代は、80円～180円（使用おむつによって異なる）を徴収する。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（利用の中止、変更）

第10条 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などにより、サービスの実施が著しく危険であると事業所が判断した場合、事業所の申し出により、サービスの中止及び時間の変更を行う。その場合、利用者やその家族、関係機関へ報告を行う。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（ハラスメント〔セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメント等〕に関する事項）

第12条 事業所は、適切な事業の提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（迷惑行為に関する事項）

第13条 事業所は利用者または契約者やその家族が従業員等の個人または事業所（者）に対し、社会通念上相当な範囲を超える行為を行った場合は、必要な措置を講じるものとする。

- ・威迫、脅迫、威嚇行為
- ・侮辱、人格を否定する言動
- ・プライバシー侵害行為
- ・保証の範囲を超えた無償修理の要求など、社会通念上過剰な補償の要求
- ・合理的理由のない事業所への謝罪要求や事業所（者）関係者への処罰要求
- ・従業員等に対する暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメント等
- ・同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等、長時間の拘束、心理的苦痛や業務妨害に値する行為
- ・SNSやインターネット上での誹謗中傷

（虐待の防止について）

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する（年1回以上）。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者兼責任者を置く。

(身体拘束について)

第15条 事業所は、身体拘束の発生又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における身体拘束の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について該当職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における身体拘束の防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、該当職員その他の従事者に対し、身体拘束のための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(衛生管理について)

第16条 事業所は、衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 事業所における衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について該当職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- 2 事業所における衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するための指針を整備する。
- 3 事業所において、該当職員その他の従事者に対し、衛生的な管理に努め、感染症の発生及びまん延防止又はその再発を防止するための研修を定期的（年1回以上）に実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業所の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、利用者に対して適切な指定通所介護を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 (OJT/社内研修) 月1~4回程度  
(OFF-JT/社外研修) 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社サポート・ワン・サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和06年04月01日から施行する